

■サ高住での居宅療養管理指導の適正化を提言 財務省

- ・財務省は13日に開かれた財政制度等審議会・財政制度分科会で、サービス付高齢者向け住宅（サ高住）での居宅療養管理指導の適正化などを提言した。予算執行調査で不適切な介護給付費が発生しているとされる事例が明らかになったため、制度の適切な運用や在り方の検討を求めている。
- ・サ高住などについては、同一の建物に居住する高齢者に対して特定の事業者が集中的にサービスを提供している場合に、画一的なケアプランや過剰なサービスを行うなど、いわゆる「囲い込み」の問題が指摘されてきた。
- ・財務省が予算執行調査で居宅療養管理指導の利用状況を調べたところ、サ高住などでの画一的なサービスの利用がありケアマネジャーや自治体が適切に関与することができていないことなどにより、不適切な介護給付費が発生しているとされるケースが明らかになった。
そのため財務省は10月、自治体が事業者により効果的な運営指導を行えるよう明確な基準を示すなど実効的な対策を講じるよう厚生労働省に求める見解を出した。
- ・予算執行調査の結果を踏まえ、13日の財政制度分科会で財務省はサ高住などでの居宅療養管理指導の適正化を図るべきだと主張した。

- ・また、介護施設の多床室の室料自己負担のさらなる見直しも提言した。2024年度の介護報酬改定で対象となった施設以外の残りの介護老人保健施設（老健）や介護医療院についても、多床室の室料相当額を基本サービス費から除外するよう求めている。
- ・24年度介護報酬改定では、「その他型」や「療養型」の老健やII型の介護医療院の多床室の入所者に、1カ月当たり8,000円相当の室料を25年8月から負担してもらう見直しを行った。
- ・ただ、この見直しの対象は老健全体の約6%、介護医療院では約32%と限定的で、いずれも多床室の面積に要件があることから、財務省は多床室の室料負担の「さらなる見直しが必要」だとしている。

- ・ほかにも介護分野では、▽経営の協働化・大規模化を早急に進める協働化▽特別養護老人ホームなどでの人員配置基準のさらなる柔軟化▽人材紹介会社への指導監督の一層の強化や、都道府県などを介した公的な人材紹介の充実▽ケアマネジメントの利用者負担の導入▽介護保険2割負担の対象者の範囲拡大の早急な実現▽軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行—などを提言した。
- ・財政審が月内にもまとめる25年度政府予算編成に向けた提言（秋の建議）に、財務省はこれらを盛り込みたい考えだ。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

財政制度分科会（令和6年11月13日開催）資料一覧

令和6年11月13日（水）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/20241113zaiseia.html